行政経営戦略プラン現況報告書

A表

年度	平成16～18年度

基本目的　9　行政機能が高くなる

行動目標　9－2　公正で効率的な行政運営を行う　（所管課名　総務部総務課）

任務	各種行政事務における個人情報の保護を図る

任務の成果･活動指標の推移

研修開催回数

H15実績	1回
H16実績	5回
H17実績	1回
H18目標	5回

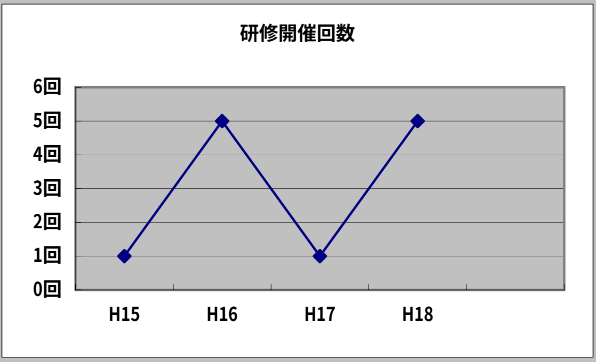

指標の説明

○個人情報保護制度の適正な運用については、職員に対する制度の周知が最重要であるため、研修の実施回数を掲げた。

○　任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

○　個人情報保護に関する国の法整備を踏まえて、個人情報保護条例の見直しを進め、市民の権利利益を保護していくためのルールをより厳しくするなどの改正を行い平成17年4月1日から施行した。

・条例の主な改正点

(1)個人情報の定義について、生存する個人に関する情報であることを明記した。

(2)未成年者等の個人情報については、従来から本人に代わり法定代理人が開示等の請求をすることができるが、新たに本人や法定代理人の委任を受けた弁護士等も請求ができることとした。

(3)開示しないことができる情報のなかに、未成年者の法定代理人等から開示請求された場合において、開示することで当該未成年者の権利利益を侵害するおそれのある情報を加えた。

(4)市の職員や業務委託先の従事者による個人情報の不正な取扱い等に対して、罰則を設けた。

○ＨＰで、市の制度改正、個人情報保護法についての国の窓口等について広報した。

平成18年度

○個人情報保護について職員、委託業者、指定管理者等への周知徹底を進めるとともに、迅速な審議会開催等により制度の円滑な運用を図る。

これからの課題、施策等展開の方向性

○個人情報保護法の施行後、住民の個人情報に対する意識は非常に高まっている。こうした状況において、個人情報の保護と行政運営の効率性とを適正に保つことが重要になる。今後、個人情報保護制度の趣旨等を十分に踏まえた職員研修を実施し、個人情報保護制度の適正な運用を図る。